

平成 2 8 年度基金シート											(復興庁・農林水産省)	
基金の名称	農業信用保険事業交付金（復旧・復興対策特別保証）				担当部局		復興庁 農林水産省					
基金事業の名称	農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業				担当課室		統括官付参事官(予算・会計担当) 経営局金融調整課					
基金の造成法人等の名称	独立行政法人 農林漁業信用基金				作成責任者		参事官 後藤 浩平 課長 山口 靖					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律112条				関係する計画・通知等		農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱					
事業の目的	東日本大震災により被災した農業者（以下「被災農業者」という。）等が行う復旧・復興のための取組を支援するため、独立行政法人 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が適切に農業者等の信用力を補完するために必要な財務基盤を強化することにより、被災農業者等が必要とする資金の融通を円滑にする。											
事業概要 (5行程度。別添可)	(1) ☒ 取崩し型 ☐ 回転型 ☐ 保有型 ☐ 運用型 ☐ その他											
	(2) ☐ 貸付 ☐ 債務保証 ☐ 利子助成・補給 ☐ 補助 ☐ 補てん ☐ 出資 ☐ 調査等 ☒ その他											
基金の造成の経緯①	被災農業者等が民間金融機関から借り入れる復旧・復興関係資金について、実質無担保・無保証人(担保や保証人を徴求する場合にあつては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)での借入が可能となるよう、 ①信用基金が基金協会へ支払う保険金の割合を70%から90%へ引き上げるために必要な資金を交付する事業、 ②信用基金が基金協会からの保険料を引き下げるために必要な資金を交付する事業、 ③農業信用基金協会の東日本大震災前に引受けていた既保証残高に対して、東日本大震災を起因とした代位弁済が発生し、信用基金の保険金の支払いに必要な資金を交付する事業を実施するため信用基金の財務基盤を強化する。											
	基金造成年度	平成23年度		当初・補正・予備費 会計区分		補正(1次) 一般会計		国費額 (単位:百万円)		686		
	資金交付の形態	直接交付		原資となった資金の名称		農業信用保険事業交付金		補助金適正化法適用の有無		無		
	追加年度	平成23年度		当初・補正・予備費 会計区分		補正(3次) 一般会計		国費額 (単位:百万円)		5,049		
	資金交付の形態	直接交付		原資となった資金の名称		農業信用保険事業交付金		補助金適正化法適用の有無		無		
	追加年度	平成24年度		当初・補正・予備費 会計区分		当初 特別会計		国費額 (単位:百万円)		656		
資金交付の形態	直接交付		原資となった資金の名称		農業信用保険事業交付金		補助金適正化法適用の有無		無			
追加年度	平成25年度		当初・補正・予備費 会計区分		当初 特別会計		国費額 (単位:百万円)		408			
資金交付の形態	直接交付		原資となった資金の名称		農業信用保険事業交付金		補助金適正化法適用の有無		無			
終了予定時期	【基金事業の終了予定時期】 本事業の交付金には、代位弁済の費用(求償権償却)の一部を補てんするために使用されるものであるため、本事業の対象となる基金協会の保証残高及び求償権残高が無くなった時点で終了となる。 【基金事業の新規申請受付終了時期】①及び②の新規引受の終了時期は平成29年3月 (「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。)が定められたこともあり、平成28年3月から平成29年3月に延長。但し、基本方針の期間内の延長もあり得る。)											
過去に実施した見直しの概要	平成27年度の外部有識者ヒアリングの指摘を踏まえ、事業を実施している信用基金に対し、昨年度から基金シートを作成したこともあり本年度より初めて翌年度(平成28年度)の使用見込額の調査をすることとし、平成28年3月及び6月に実施したところ。本見込額は、年度内の借入金回収不能となる借入者を予想し、その代位弁済額を見込んでいる。本年度以降、この見込額と実績額を検証することにより、より精緻な見込額の算出とPDCAサイクルの構築に向け取り組むこととしている。											
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果目標		成果指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度年度	
	東日本大震災による津波被災農地における営農再開可能面積 ※目標値は、「農業・農村の復興マスタープラン」に記載されている復旧対象農地面積		東日本大震災による津波被災農地における営農再開可能面積割合		成果実績	ha	13,470	15,060	15,920			
					目標値	ha	-	-	-	-	20,210	
					達成度	%	67	75	79			
成果目標の達成度の評価	東日本大震災による津波被災農地における営農再開可能面積については順調に増加しており、農業者の資金需要に応じた資金調達が行われている。											
【参考】 レビューシートにおける成果目標及び成果実績 (アウトカム)	作成年度	平成26年	事業名	農業経営復旧・復興対策特別保証事業				事業番号		復興庁111		
	成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	中間目標年度	目標最終年度年度		
	東日本大震災で被害のあった農業経営体のうち営農再開している農業経営体数 ※目標値に記載しているのは、東日本大震災で被害のあった農業経営体数			成果実績	ha	26,400	27,800	28,600				
				目標値	ha	-	-	-	-	37,700		
			達成度	%	70	74	76					

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度見込み
	保険残高 ※保険残高 については、経営状況等に応じて変動する農業者の資金需要(借入・償還)に左右されるため、当初見込みは記載していない。		活動実績	百万円	41,797	38,847	33,847	
			当初見込み	-	-	-	-	-
収入・支出等 (単位:百万円)			25年度	26年度		27年度		28年度見込み
	前年度末基金残高(a)		6,117	6,464		6,383		6,277
	収入	国からの資金交付額	408	-		-		-
		運用収入	-	-		-		-
		(うち国費相当額)	(-)	(-)		(-)		(-)
		回収金	27	13		40		5
		合計(b)	435	13		40		5
	支出	事業費	89	94		146		158
		管理費	-	-		-		-
		合計(c)	89	94		146		158
	国庫返納額(d)		-	-		-		-
	当年度末基金残高(a+b-c-d)		6,464	6,383		6,277		6,124
	(うち国費相当額)		(6,464)	(6,383)		(6,277)		(6,124)
補助等に関する 交付決定実績 (単位:百万円)	交付決定年度	単位	交付決定額	支出年度				
				25年度	26年度	27年度	28年度	29年度以降
	25年度実績 (下段:当初見込み)	件:金額	193 : 89	193 : 89	- : -	- : -	- : -	- : -
		件:金額	- : -					
	26年度実績 (下段:当初見込み)	件:金額	165 : 94		165 : 94	- : -	- : -	- : -
		件:金額	: -					
	27年度実績 (下段:当初見込み)	件:金額	212 : 146			212 : 146	- : -	- : -
		件:金額	: -					
	28年度見込み	件:金額	250 : 158				250 : 158	- : -
		件:金額						
基金方式の必要性	基金事業の類型 (該当するものを選択)		☐ ①法律の根拠のあるもの			本事業は、信用基金が実施する農業経営等に必要な資金の融通を円滑にするために行う各業務に係る財務基盤を強化するための交付金を交付する事業		
			☐ ②不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業					
			☐ ③資金の回収を見込んで貸付等を行う事業					
			☐ ④事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの					
			☒ ⑤その他					
	基金方式によらざるを得ない理由		本事業は、見込みがたい保険金の支払い財源を補てんするための、信用基金の財務基盤を強化し、被災農業者等の資金調達の円滑化を図る等速やかな復旧・復興を支援する事業であり、財政状態に左右されず、安定的に本事業を実施するためには、基金方式によることが適当である。					

保有割合 (基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合)	1.27	算出根拠	直近年度末の交付金残額 ÷ 必要となる補てん見込額 6,277百万円(H27年度末基金残高) ÷ 4,942百万円 =1.270	
		上記算出根拠に用いた事業見込みの考え方	事業見込みに用いた指標	必要となる補てん見込(Ⅰ)、①填補率引き上げに伴う補てん見込額、②平成23～27年度までに引き受けた保険料引き下げに伴う必要額、③支払保険金に係る補てん見込額
			積算根拠	(Ⅰ)必要となる補てん見込額:4,942百万円(填補率引き上げに伴う補てん見込額 + 保険料引き下げに伴う補てん見込額 + 支払保険金に係る補てん見込額) ① 550百万円 + ② 231百万円 + ③ 4,161百万円 = 4,942百万円(Ⅰ) ①特例填補率引き上げに伴う補てん見込額:550百万円(震災後引受保険価額残高(直近年度末残高+今後5年間の引受見込額)、填補率増加分、事故率から所要額を算出) ・農業近代化資金:14,560百万円 × (90%－70%) × 11% =320.3百万円 ・借換資金:2,169百万円 × (90%－70%) × 53 % =229.9百万円 320.3百万円 + 229.9百万円 = 550.2百万円 ②平成23年度以降の引き受けた保険料引き下げの必要額:231百万円(震災後に引き受けた直近年度末の保険価額残高及び今後5年間の引受見込額が償還されるまでの推定保険残高累計額(49年度まで)、引き上げ後填補率、保険料率から所要額を算出) ・農業近代化資金:95,419百万円 × 90% × 0.22% =188.9百万円 ・借換資金:13,670百万円 × 90% × 0.34% =41.8 百万円 (188.9百万円 + 41.8百万円) = 230.7 百万円 ③支払保険金に係る補てん見込額:4,161百万円(直近年度末における震災前引受保険価額残高、事故率※、填補率から所要額を算出) 24,714百万円 × 24.05% × 70/100 =4,160.6百万円 ※事故率は、対象資金のH27年度末保険残高(24,714百万円)の償還期間を9年とし、毎年、一定の事故(積算時の5.93%)が発生するとした場合で計算(24.05%)。この事故率は、資金借入者の経営環境等により変動することから見込みがたいものであるため、現時点で想定できる率を使用して保有割合を算出している。
使用見込みの低い基金等の該当の有無	使用見込みの低い基金等の該当の有無 (有 / 無)			
	【有の場合、該当する理由】	④保有割合が「1」を大幅に上回っている基金		
	【使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討結果】	-		
	【使用見込みの低い基金等を残置する場合の理由】	本事業は、見込みがたい保険金の支払い財源を補てんするための信用基金の財務基盤を強化し、被災農業者等の資金調達の円滑化を図る等、基本方針に基づき速やかな復旧・復興を支援する事業であるが、 ①基金協会が行う求償権償却は、代位弁済後に基金協会が取得する求償権の回収が困難となった場合に行うものであるが、代位弁済は、基金協会が債務保証している期間に被保証者が返還不能となった場合には代位弁済する義務があり、その発生は被保証者の経営環境等に左右されることから、現時点で想定できる事故率をもって、使用見込みが低いとの判断は困難であること ②平成28年度以降においても被災農業者が新たに資金調達する際の保証保険の引受を行う必要があることから、事業を安定的かつ確実に行うためには引き続き交付金を残置する必要がある。		
基金への拠出時期・額の適切性の点検	【一括交付の場合】一括交付が必要であった理由	-		
	【分割交付の場合】追加時期及び金額を決定する際の考え方	-		

基金事業・基金の 造成法人等への 調査・検査等の実 施状況	交付金を管理する信用基金に対し、事業が適切に実施されるよう、事業実施要綱に基づく実績報告書等の書類による確認を行った。また、今後は平成28年度見込額と平成29年6月に提出される平成28年度実績額を確認し、乖離が生じた場合にはその原因について精査を行っていく。	
対応状況	【事業所管部局】 本事業は、見込みがたい保険金の支払い財源を補てんするための信用基金の財務基盤を強化し、被災農業者等の資金調達の円滑化を図る等、基本方針に基づき速やかな復旧・復興を支援する事業であるが、 ①基金協会が行う求償権償却は、代位弁済後に基金協会が取得する求償権の回収が困難となった場合に行うものであるが、代位弁済は、基金協会が債務保証している期間に被保証者が返還不能となった場合には代位弁済する義務があり、その発生は被保証者の経営環境等に左右されることから、現時点で想定できる事故率をもって、使用見込みが低いとの判断は困難であること ②平成28年度以降においても被災農業者が新たに資金調達する際の保証保険の引受を行う必要があることから、事業を安定的かつ確実に行うためには引き続き交付金を保有することが適当である。 【行政事業レビュー推進チーム】 【対応事項】	
基金の設置法人 等の適格性の点 検	選定方法等	-
	行政事業レビュー推進 チームによる点検結果	-
備考	・農業信用保険事業交付金については、独立行政法人農林漁業信用基金が、法律に基づき農業経営等に必要な資金の融通を円滑にするために行う各業務に係る財務基盤の強化のための資金であり、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の対象となる「基金」には該当しない。	

※平成27年度実績を記入。

農林水産省

【交付金の交付】
平成27年度：－
(平成25年度：408百万円)

A. 独立行政法人 農林漁業信用基金
農業信用保険事業交付金(復旧・復興対策特別保証)
【前年度基金残高】6,383百万円
(うち、国費相当額 6,383百万円)

【収入】
補助金：－
回収金：40
前年度繰越し：6,383
合計：6,423

【支出】
事業費：146
国庫返納：－
合計：146

【今年度基金残高】6,277百万円
(うち、国費相当額 6,277百万円)

東日本大震災により被害を受け信用力の乏しい農業者等が、復旧・復興のために必要とする資金の円滑な借入に支障をきたさぬよう、信用基金の財務基盤を強化するために必要となる資金を交付。

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロック ごとに最大の金 額が支出されて いる者について 記載する。費目 と使途の双方で 実情が分かるよ うに記載)	A.独立行政法人 農林漁業信用基金			B.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	交付金	填補率引き上げに伴う補てん額	－			
	交付金	保険料引き下げに伴う補てん額	20			
	交付金	支払保険金に係る補てん額	126			
	計		146	計		－

支出先上位10者リスト				
A.				
	支 出 先	法人番号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)
1	独立行政法人農林漁業信用基金	5010005006887	農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、農林漁業の健全な発展のため、基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行う。	－